

# 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係る

## フォローアップ調査 質問票

市区町村名 \_\_\_\_\_

貴市区町村に所在する以下の施設の数を入力してください。

1. 平成27年3月31日現在の私立幼稚園	<input type="text"/>	園	
2. 1のうち新制度に移行した私立幼稚園（平成27年4月1日現在）	<input type="text"/>	園	
（上記のうち、幼稚園（認定こども園ではないもの）	<input type="text"/>	園	
	幼稚園型認定こども園	<input type="text"/>	園
	幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園	<input type="text"/>	園
3. 1のうち廃園した私立幼稚園（平成27年4月1日現在）	<input type="text"/>	園	

※ 「新制度に移行」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認又は同法附則第7条の規定によるみなし確認を受けることを指します。

貴市区町村の平成27年4月1日現在の状況について、記入してください。

### 問1 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付関係

- ① 貴市区町村において定めた教育標準時間認定子どもに係る施設型給付の額は、国の定める基準と同じですか。それとも異なりますか。

- |   |
|---|
| 1. 国の定める基準と同じ。⇒問1④に進んでください。<br>2. 国の定める基準より高い額。<br>3. 国の定める基準より低い額。 |
|---|

- ② 問1①で「2」「3」を回答した方に伺います。教育標準時間認定子どもに係る施設型給付の額は、施設類型によって、国の定める基準と異なる額を設定されていますか。

- |   |
|---|
| 1. 幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く）について、異なる額を設定している。<br>2. 認定こども園について、異なる額を設定している。<br>3. 幼稚園・認定こども園の両方について、異なる額を設定している。 |
|---|

- ③ 問1①で「2」「3」を回答した方に伺います。国の定める基準と異なる額を設定した理由はどのようなものでしょうか。当てはまるものすべてをチェックしてください。また、「5. その他」の場合には、その理由を記載してください。

<input type="checkbox"/>	1. 地域における教育に係る費用の実態が、国の定める基準と異なるため。
<input type="checkbox"/>	2. 新制度に移行しない幼稚園とのバランスを取るため。
<input type="checkbox"/>	3. 公立施設とのバランスを取るため。
<input type="checkbox"/>	4. 保育所等の保育を提供する施設とのバランスを取るため。
<input type="checkbox"/>	5. その他（具体的に記述してください。）
<input type="text"/>	

- ④ 貴市区町村において定めた教育標準時間認定子どもの利用者負担額は、子ども・子育て支援法施行令(以下「政令」という)で定める額と同じですか。それとも異なりますか。

1. 政令で定める額と同じ。⇒問2①に進んでください。  
2. 政令で定める額より低い額(一部の所得階層のみ低い額に設定している場合も含む。)

- ⑤ 問1④で「2」を回答した方に伺います。政令で定める額より低い額に設定した理由はどのようなものでしょうか。当てはまるものすべてをチェックしてください。また、「4. その他」の場合には、その理由を記載してください。

1. 新制度に移行しない幼稚園とのバランスを取るため。  
 2. 公立施設とのバランスを取るため。  
 3. 保育所等の保育を提供する施設とのバランスを取るため。  
 4. その他(具体的に記述してください。)

※ 各市区町村の利用者負担額自体は国への報告は必要ありませんが、各都道府県において把握していただくようお願いします。

## 問2 一時預かり事業関係

- ① 貴市区町村において一時預かり事業(幼稚園型)を実施していますか。  
※ 以下「幼稚園」には幼稚園型認定こども園及び幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含みます。

1. 公立幼稚園・私立幼稚園とも実施している。  
2. 私立幼稚園のみ実施している。  
3. 公立幼稚園のみ実施している。  
4. 実施していない。⇒問2③に進んでください。

- ② 問2①で「1」「2」「3」を回答した方に伺います。他の市区町村に居住する子どもが利用している場合に対象としていますか。

1. 対象としている。  
2. 対象としていない。

※ 貴市区町村として、他の市区町村に居住する子どもが利用することを認めている場合は「1」を、認めていない場合は「2」をご回答ください。

- ③ 問2①で「3」「4」を回答した方に伺います。一時預かり事業(幼稚園型)を私立幼稚園において実施しない理由はどのようなものでしょうか。また、「5. その他」の場合には、その理由を記載してください。

1. 事業者からの実施希望がなかったから。  
2. 事業者からの実施希望はあったが、市区町村の提示した実施要件に合致しなかったから。  
3. 保育所で行う一時預かり事業等により保護者のニーズが満たされているから。  
4. 今後、実施する方向で検討している。  
5. その他(具体的に記述してください。)

- ④ 問2①で「1」「2」を回答した方に伺います。貴市区町村において定めた一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価の額は、国の示した額（400円/人日）と同じですか、それとも異なりますか。

1. 国の示した額と同じ。⇒問2⑥に進んでください。
2. 国の示した額より高い額。
3. 国の示した額より低い額。

※ 私立幼稚園の状況についてご回答ください。

- ⑤ 問2④で「2」「3」を回答した方に伺います。国の示した額と異なる額とした理由はどのようなものでしょうか。また、「3. その他」の場合には、その理由を記載してください。

1. 都道府県による私学助成の預かり保育の補助単価とのバランスを取るため。
2. 一時預かり事業（一般型）の補助単価とのバランスを取るため。
3. その他（具体的に記述してください。）

- ⑥ 問2①で「1」「2」を回答した方に伺います。貴市区町村における一時預かり事業（幼稚園型）の利用料はどのように決めていますか。

1. 市区町村で決めている。
2. 市区町村が定める一定のルールに従い園が決めている。
3. 園で独自に決めている。

- ⑦ 貴市区町村において一時預かり事業（一般型）を私立幼稚園において実施していますか。

1. 実施している。⇒以上で終了です。ありがとうございました。
2. 実施していない（私立幼稚園以外では実施。）。
3. 実施していない（2. の場合を除く。）。⇒以上で終了です。ありがとうございました。

- ⑧ 問2⑦で「2」を回答した方に伺います。一時預かり事業（一般型）を実施しない理由はどのようなものでしょうか。また、「5. その他」の場合には、その理由を記載してください。

1. 保育所で行う一時預かり事業等により保護者のニーズが満たされるから。
2. 私立幼稚園からの実施希望がなかったから。
3. 私立幼稚園からの実施希望はあったが、市区町村の提示した実施要件に合致しなかったから。
4. 今後、実施する方向で検討している。
5. その他（具体的に記述してください。）

⇒以上で終了です。ありがとうございました。